

【演習】

市町村長申立てと地域連携ネットワーク

◆講師

日本弁護士連合会 高齢者・障害者権利支援センター

事務局次長 福島 健太 氏

豊田市 福祉部 福祉総合相談課

権利擁護支援担当長 安藤 亨 氏

※本演習の受講にあたり、別添資料 1-1 および 1-2 もお手元にご準備下さい。

市町村長申立てと 地域連携ネットワーク

<ライブ配信用>

- ※ 全体講義を受講中は、ミュートにしてください。
(マイクマークが赤・斜線の状態)
- ※ グループを組む演習がありますので、離席しないようにお願いします。
- ※ 休憩中もZoomから退出しないようにお願いします。

1

本科目の目的

市町村長申立てと権利擁護支援の地域連携ネットワークにおける
中核機関の役割について、講義・演習を通じて理解する。

- ① 市町村長申立ての事務と地域連携ネットワークの意味を具体事例から理解する。
(地域連携ネットワークづくりの目的、機能・取組)
- ② 市町村長申立ての個別ケースから見えた地域課題と地域連携ネットワークのしくみとのつながりを理解する。
(権利擁護支援チーム、中核機関、協議会)
- ③ 中核機関の必要性を理解する。

2

本科目の流れ

90分 市町村長申立てについての演習（ライブ配信）

<ポイント>

- ワークなどを通じて、市町村長申立ての流れや実務について、一緒に理解していきましょう。

<注意>

- ※ 事例は、市町村長申立ての事務を理解していただくための創作事例です。
- ※ 実務を中心に説明することを趣旨としており、対応における相談援助技術の説明等は省略しています。

3

市町村長申立て事務の確認

4

市町村長申立ての位置づけ

民法の改正による成年後見制度の誕生 + 各福祉法の改正 (平成12 (2000) 年)

市町村長による申立権が規定

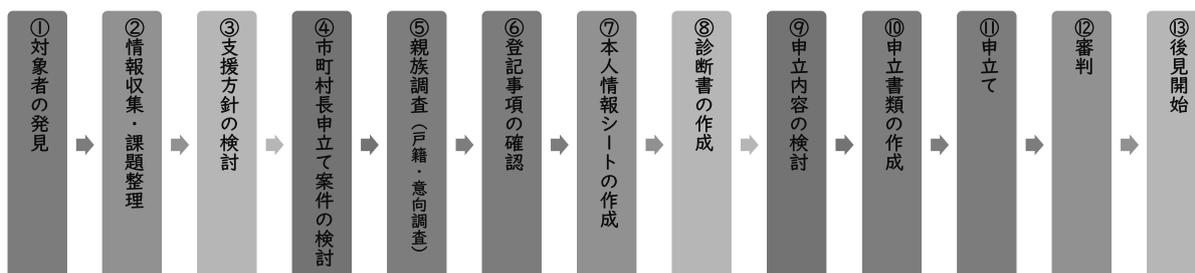
- ・老人福祉法 第32条
- ・知的障害者福祉法 第28条
- ・精神保健福祉法 第51条の11の2



「その福祉を図るため
特に必要があると認めるとき」

5

市町村長申立て事務の主な流れ



※上記は、基本的な流れを示したものであり、ケースにより事務が前後する場合や同時に行われる場合などもあります。

6

市町村長申立て事務の主な流れ

① 対象者の発見（具体的には・・・）

認知症や知的・精神障害等により、本人の判断能力が不十分



- ・ 診療契約やサービス利用契約（施設入所含む）を理解できず、利用が進まない方
 - ・ 本人が本来必要な医療・介護・福祉サービスの全部又は一部を拒否している方
 - ・ 不動産処分や遺産分割協議など、日常的な金銭管理を超える法律行為を行えない方
 - ・ 預金や年金を取り上げられるなど、経済的虐待を受けている又は疑いがある方
 - ・ 身体的、心理的、性的、ネグレクト等の虐待を受けている又は疑いがある方
 - ・ 過去に消費者被害に遭ったことがある又は現に悪徳業者につきまわられている方
 - ・ 商品を次々購入する等、収入に見合った適切な支出ができない方
 - ・ 税金や施設利用料の滞納、その他借金等を現に有しているが、適切に対応できていない方
 - ・ 資産や収入が低く、自分で申立てをすることが難しい方
- 等

7

市町村長申立て事務の主な流れ

「その福祉を図るため特に必要があると認めるとき」とは？

その福祉を図るため

- 必要と判断される介護保険サービスや障害福祉サービスの利用や、その利用に付随する財産の管理など日常生活上の支援を図るため※¹
- 虐待の通報又は届出に対し、虐待の防止や保護、自立の支援を図るため※²

特に必要があると認めるとき

- 親族による成年後見制度の申立てが期待できないとき※¹
 - ・ 2親等内の親族がいない場合や、いても音信不通や支援拒否等の状況の場合
 - ・ 申立を行う意向がある3・4親等の親族がいるかどうかについて、現在把握している情報では明らかでない場合や、3・4親等の親族がいることがわかっても音信不通や支援拒否等の状況の場合

※¹ 「老人福祉法第32条に基づく市町村長による法定後見の開始の審判等の請求及び「成年後見制度利用支援事業」に関するQ&Aについての一部改正について（平成17年7月29日付厚生労働省老健局計画課長事務連絡）

※² 「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」第9条第2項、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」第9条第3項

8

事例で解説 I (グループワーク)

9

事例で解説 I

長寿介護課のG主査からの一言・・・
あなたがG主査の立場ならどう伝えるか？



10

事例で解説 I

【事例】

田中 A 子さん（87 歳・女性） 中部地方の X 市に一人暮らし

- ・ 診断：アルツハイマー型認知症（後見相当）
- ・ 親族：都内に、姉とその子（甥）
- ・ 状況

玄関先で動けなくなっていたところを、近隣住民が発見。

隣町の大学病院に救急搬送され、その後 X 市内の病院に転院。

11

事例で解説 I

【場面①】

- ・ 成年後見センター職員 B さん（X 市役所から中核機関を受託）は、病院の医療相談員 C さんからこの案件について相談を受けた。
（C さんは成年後見センターが先月主催した研修を受講しており、その際グループワークが一緒であった B さんに連絡した）
- ・ 姉は甥に任せきり。その甥が、転院時までは何とか支援をしてくれたが、先日の甥とのやり取りでは「A 子さんの面倒はこれ以上看られない。もう関わりたくない。」と言われている。本人の治療は終了しており、在宅独居は難しく、認知症の程度からも医療契約や金銭管理が出来る状態ではない。今後、施設等を利用することや金銭管理を他者に任せることを、本人は希望している。
- ・ 退院の調整とそれに伴う介護保険サービスの契約や金銭管理、医療費の滞納などの理由から、成年後見制度の利用は必要と判断。
- ・ 上記について、センター職員 B さんは、X 市役所長寿介護課 G 主査に対して、市長申立の相談をした。

12

事例で解説 I

支援もされてきましたし、今回はきちんと課題整理した結果、市役所に相談が入っているのですが…



【そこで、長寿介護課G主査から一言】

「まずは、A子さんに一番近い姉の意向確認が必須です。また、成年後見制度は4親等内の親族がいればその人が申し立てることができましたよね。念のため、甥以外に4親等内の親族がいるかどうかとその意向も確認してほしいです。

その人たちの意向がわかったところで、市長申立てで進めるのかを判断しますから、センターさんでこれらの確認や調整をお願いします。」

13

事例で解説 I 【全体集合ワーク 2分】

【長寿介護課G主査からの一言に対し・・・】

①G主査の一言で気になるところをマークしてみましょう。

②次に、それはなぜか理由を考えてみましょう。

①②はブレイクアウトせず、このままの状態でも2分程度、個人で考えます。



14

事例で解説 I 【ブレイクアウトワーク 5分】

あなたがG主査だったらどう伝えるか考えて、グループ（3～4人）の人と話してみましょう。

- 1) グループ（3～4人）に分かれます（運営側でブレイクアウトします）。
- 2) グループに分かれたら、ミュート解除・カメラONを確認してください。
- 3) 1人30秒、自己紹介をしてください。（市区町村名、所属、氏名、挨拶）
- 4) 氏名のあいうえお順に、G主査だったらどう伝えるかを話しましょう。
- 5) 5分経過したら、全体ルームに自動的に戻ってきます。（ミュートの確認）

※「ブレイクアウト」は自動的に移動します。

※「ブレイクアウト」中に講師や厚労省職員、事務局スタッフなどがワークの様子を見に行くことがあります（全体共有のため）

15

事例で解説 I

姉は既に姿勢を示していませんか？



【ポイント解説】

「まずは、A子さんに一番近い姉の意向確認が必須です。また、成年後見制度は4親等内の親族がいればその人が申し立てることができましたよね。念のため、甥以外に4親等内の親族がいるかどうかとその意向も確認してほしいです。

その人たちの意向がわかったところで、市長申立てで進めるのかを判断しますから、センターさんでこれらの確認や調整をお願いします。」

通知の内容をもう一度チェックする必要がありますね。



16

事例で解説 I

【ポイント解説】

- ・ 2親等内の親族の存否ではなく、その親族による成年後見制度の申立てが期待できるかできないか

→そもそも2親等内の親族がいることのみをもって、市町村長申立てが制限されるものではない

“明らか”
がミソです
ネ。

- ・ 4親等内の親族は、申立てを行おうとする人が明らかに存在するかどうか

→4親等内の親族の存否や意向確認までは必要ない

- ・ 市町村長申立て事務として進める意味と、実際に市町村長申立てにより審判請求を行う意味の違いを、きちんと理解しておく

→親族申立てが市長申立てよりも優先されなければならないということはない。

→市町村申立ての事務を進めている中で、申立てを適時かつ適切に行う親族が明らかになったのであれば、市町村長が介入する必要性が乏しくなり、親族申立てに切り替わることもある

“その福祉を図るため”の
事由があればまずは市町村
長申立事務として動き出し
て、その中で“特に必要が
あると認めるとき”を整理
していけばよいのですネ。

17

事例で解説 I

【例えば、NEW長寿介護課G主査なら】

「A子さんに一番近い姉は、甥に任せきりな状況ですし、甥も支援を拒否していますから、市長申立てを検討すべき案件にはなりそうですね。この他、2親等以内の親族がいるのかどうかは、市役所の公用請求で戸籍を調査していきます。ただ、関係者等でその他の親族を知っているかどうかは別途確認しておいていただくと助かります。」

(わかりました。もう一度病院や、在宅時に支援していたT地域包括支援センターに聞いてみます。)

「今後、姉には文書で意向確認を進めていこうかと思いますが、甥が申立人になることは難しそうですね。」

(そうですね。これまでもT地域包括支援センターが甥の支援をしていましたが、これ以上面倒を看られないと言っているだけでなく、もう関わりたくないとも言っていました。)

「わかりました。では、市長申立ての方向で進めていくことにします。」

18

事例で解説 2 (グループワーク)

19

事例で解説 2

動かない姉 と 物申す甥、そして上司・・・
あなたがG主査の立場ならどうするか？



20

事例で解説 2

【場面②】

- ・ X市役所長寿介護課G主査は、A子さんの姉に郵送で意向確認したところ、姉から電話で連絡がきた。
- ・ 姉が「息子に任せてきたが、自分の妹のことだ。どうしたらよいか。」と言ってきたので、G主査は「A子さんは退院できる状況。成年後見制度の利用を行い、認知症対応型のグループホームへの入居の手続きが必要。」と、ケース会議での検討状況を説明した。
- ・ 姉からは「申立ては家族で行う。グループホームの申込書も送ってほしい。」との希望があったため、資料を送付した。
- ・ しかし、その後、医療相談員のCさんから「1か月近く、何の動きもないのだが。」と連絡が入ったと、成年後見センター職員Bさんからの報告があった。

21

事例で解説 2

【場面②】

- ・ そこで、G主査は姉に連絡したところ、「認知症対応型グループホームは家賃が高いし、妹は年金で厳しい。援助もできない。」「今は忙しいし、そもそも成年後見制度は書類が難しい。」と言い、何も動きがないことが判明した。
- ・ 翌日、G主査のもとに甥からの電話があった。「何やら母親に言いつけているようだな。病院にいられなくなるなら、グループホームに移るのは百歩譲っても、成年後見制度なんか、よくわからない他人に叔母の年金を預ける必要はない。」
- ・ 困ったG主査は上司に相談したのだが・・・

22

事例で解説 2

【そこで、長寿介護課上司から一言】

「A子さんの姉は、成年後見制度の申立てを行うと言っているし、現に『忙しい』『書類が難しい』と言っているだけで、『やらない』とは言っていないのだろ。

親族に申立ての意思があるのだから、もはや市長申立ての案件にならないのではないか。

それに、甥からは反対を受けているのだろう。これ以上強行に進めてもよくないし、姉のペースに合わせて、成年後見センターの申立て支援でゆっくりと寄り添ってはどうかね。」

23

事例で解説 2 【ブレイクアウトワーク 7分】

【長寿介護課上司からの一言に対し・・・】

○あなたがG主査だったら、この後どうするか考えてみて、グループの人と話してみましょう。

○また、あなたがG主査だったら、どういうことが不安になるかについても、あわせて考えてみましょう。

- 1) グループ（3～4人）に分かれます（運営側でブレイクアウトします）。
- 2) グループに分かれたら、ミュート解除・カメラONを確認してください。
- 3) 氏名のあいうえお順に、G主査だったらどう伝えるかを話しましょう。
- 4) 7分経過したら、全体ルームに自動的に戻ってきます。（ミュートの確認）

24

事例で解説 2

本当に意思があると言っていいのでしょうか？



【ポイント解説】

「A子さんの姉は、成年後見制度の申立てを行うと言っているし、現に『忙しい』『書類が難しい』と言っているだけで、『やらない』とは言っていないのだろ。

親族に申立ての意思があるのだから、もはや市長申立ての案件にならないのではないか。

それに、甥からは反対を受けているのだろう。これ以上強行に進めてもよくないし、姉のペースに合わせて、成年後見センターの申立て支援でゆっくりと寄り添ってはどうかね。」

“伴走”や“寄り添い”は“本人に寄り添う”ことの意味。
この場合、寄り添おうとしているのは・・・？ほら、明らかに意味が違いますよネ。



25

事例で解説 2

あらかじめ期限設定をしておくところに良いですね。



【ポイント解説】

- ・申立ての意向を一旦表明しながら、一定期間内（数週間程度）に申立てが行われない場合は、意思が本当にあるのかどうか、もう1度書面にて回答を求めてみる

→回答書が返送されてこない場合や、回答書が送付されてきたが、送付後一定期間内に申立がなされない場合は、実質的には申立ての意向がないとみなす

- ・根拠法に基づき、「その福祉を図るため特に必要があると認めるとき」であれば市長申立ては可能

→親族に確認する意向は、申立てをするかどうかであり、成年後見制度の利用に賛成か反対かではない

→後見開始の審判は、家庭裁判所が行う。審判に不服があるときは2週間以内に不服の申立てを行い、高等裁判所での審理を求める（即時抗告）ことができるが、それは市役所に行うものではなく、裁判所に対して行うもの

26

事例で解説 2

【例えば、NEW長寿介護課G主査なら】

「確かに、姉は申立てををするとは言っていました。ですので、私から資料を送付していますし、すでに成年後見センターからは具体的な書き方や資料の集め方を相談できるといった内容から、進捗確認を進めていただきましたが、動く気配がありません。」

(じゃあ、どうするのだね?)

「このままでは、滞納が重なり本人にどんどん借金が増えていってまいりますし、一向に状況は良くなるということが目に見えています。もう一度、姉に文書で連絡を取りますが、期限を2週間後にして、それでも申立てが行われないのであれば、実質的には申立ての意向がないものと判断して、手続を進めます。」

「ご本人の今後の療養生活を支援するために必要であるということで、今回の市長申立てには正当な理由があります。一方、A子さんにとっては大切な身内であることに変わりありませんので、甥から再度連絡があった場合には、根拠を含めもう一度丁寧に説明します。」

(わかった。)

27

申立書で解説

※解説で使用する申立書式は、令和3年4月から運用している統一書式を使用しています。

28

申立書で解説

A子さんへの権利擁護支援を行うため、
G主査が書いた申立書を確認してみよう！



